

様式第 1（第 15 条関係）

会 議 録

会議の名称	第 6 回和泉市学校給食食物アレルギー対応検討委員会
開催日時	令和 5 年 3 月 3 0 日（木） 午後 3 時 0 0 分から
開催場所	和泉市役所 3 階 3－A 会議室
出席者	・ 和泉市学校給食食物アレルギー対応検討委員会委員 森委員長、中塚副委員長、平林委員、森委員、大吉委員、小山委員、角谷委員、宮岡委員、森本委員 ・ 事務局職員 濱田課長、瀧総括主幹、福井主事、西山主事
会議の議題	(1) 「学校関係者の役割」の改訂（案）について (2) 「学校関係者の役割」に」係る具体的な取り組み内容（案）について (3) 「食物アレルギー対応日程」の改訂（案）について (4) 「食物アレルギー対応のながれ」に係る具体的な取り組み内容（案）について
会議の要旨	第 4 回及び第 5 回の議論内容をもとに作成した改訂（案）について、事務局より説明をおこない、あらためて議論するとともに、「手引き」の改訂に向けて整理をおこなった。
会議録の作成方法	☐ 全文記録 ☒ 要点記録
記録内容の確認方法	☐ 会議の議長の確認を得ている ☒ 出席した構成員全員の確認を得ている ☐ その他（ ）
その他の必要事項（会議の公開・非公開、傍聴人数等）	会議公開（傍聴者 0 名）

審 議 内 容 （発言者、発言内容、審議経過、結論等）	
事務局	【 開会あいさつ 】 委員の出席状況より本審議会が成立していることを報告。
森委員長	【進行 森委員長】 それでは、会議を進めてまいりたいと考えておりますが、まず、第4回及び第5回の委員会について振り返りたいと思います。 第4回の委員会では、「学校関係者の役割」について、府の「ガイドライン」と市の「手引き」を比較し、見直しが必要か議論を行いました。また、役割にかかる「具体的な取り組み」について、全ての学校での統一化を図るべく「手引き」に記載することとし、実施が必要な取り組みについて議論を行いました。 次に、第5回の委員会では、「手引き」に記載している「食物アレルギー対応のながれ」について、面談や校内委員会の実施時期や実施回数の見直しが必要であるのか議論を行うとともに、面談における把握事項や伝達事項、また、校内委員会における取り組むべき事項について、全ての学校での統一化を図るべく「手引き」に記載することとし、その内容について議論を行いました。 そこで今日は、第4回及び第5回の委員会における皆様との議論を踏まえた「見直し（案）」を事務局にとりまとめてもらっておりますので、その内容についてあらためて議論を行い、「手引き」の改訂に向けて整理してまいりたいと思います。
森委員長	それでは、次第に基づき、「案件（1）」から議論してまいります。 『資料1 「学校関係者の役割」の改訂（案）』をご覧ください。 この資料は、学校関係者の役割について、左から府の「ガイドライン」に記載されている事項、次に市の「手引き」で記載している事項、そして、第4回委員会での議論した内容を踏まえた「改訂（案）」を示したものとなっています。 1ページの「校長」の役割から整理してまいります。1ページの「改訂（案）」について、ご意見のある委員は、ご発言いただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。
宮岡委員	項目9については、現状、教育委員会を通じ消防機関にエピペン所持人数の報告を行っていることから、追加が必要と考えます。
森委員長	宮岡委員より、項目9を追加すべきとの意見がありましたが、他の委員

森委員長	さんは追加でよろしいでしょうか。 特に意見がないようですので、追加したいと思います。 他に意見はございませんでしょうか。 無いようですので、次に進みます。 2ページをご覧ください。 「学級担任」の役割について整理してまいります。 第4回の委員会では、変更は不要とのご意見でしたが、この「改訂（案）」について、ご意見のある委員は、ご発言いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。 意見がないようですので、次に進みたいと思います。
森委員長	3ページをご覧ください。 「養護教諭」の役割について整理してまいります。 「養護教諭」の役割については、『項目2』以外は府の「ガイドライン」に記載されている内容に変更されているようですが、『項目1』について、「改定（案）」において若干の文言修正が行われているようです。 この意図について、事務局から説明をお願いします。
事務局	事務局 西山です。 『項目1』につきまして、委員長からもご説明がありましたとおり、委員会においては府の「ガイドライン」に合わせるというご意見でまとまっておりましたが、第5回委員会の後、複数の委員から「『個別の取り組みプラン』を別途に作成する必要はないのではないか」というご意見をいただきました。 今回、府の「ガイドライン」における『個別の取り組みプラン』を配付させていただいておりますが、この内容であれば、保護者からの聞き取り内容をまとめる際に作成する資料を代用することにより、事務の簡略化が図れるものと考えました。 第5回の委員会において、学校への事前アンケートにおいて提出のあった「学校H」の「面談シート」をベースに、全校統一の「面談シート」を作成すべきというご意見をいただきましたので、案として作成したのが「資料5」です。 このシートに従い、保護者からの聞き取った内容等を整理していただいたうえで、「資料5」の裏面、『学校給食にかかる学校の対応』の欄に、当

	該児童生徒の食物アレルギー対応を記載することにより、別途『個別の取り組みプラン』を作成する必要はないものと考えます。 このことから、「改訂（案）」において、『個別の取り組みプラン』にかかる文言を削除する等の対応を行っております。以上です。
森委員長	ただ今、事務局より「項目１」について説明がありました。 「資料５」の内容にかかる議論は後で行うこととしまして、「面談シート」に学校での対応を記載することにより、別途『取り組みプラン』といった様式の作成を省略してはどうかという、事務局からの提案です。 このことも含め、「養護教諭」の役割についてご意見のある委員は、ご発言いただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。
小山委員	「栄養教諭」の項目７を「養護教諭」に追加すべきと考えます。 栄養教諭は全校配置されておられません、養護教諭は全校配置されております。このことから、給食時の指導について、全校でアドバイスができる体制を整える必要があると考えるからです。
森委員長	小山委員より、「養護教諭」の役割に「栄養教諭」の項目７を追加すべきとの意見がありました。 養護教諭の立場からはいかがでしょうか。
森本委員	栄養教諭が未配置の学校については、給食時の見回りや指導を、養護教諭ではなく、給食担当として別の先生が担っている場合もあると思います。そのため、養護教諭の役割として明記することは現状難しいのではないかと思います。
森委員長	給食時の見回りや指導を養護教諭が担っていない学校もあるとのこと、では、追加はしないということによろしいでしょうか。 特に意見がないようですので、追加しないこととします。 他に意見はございませんか。 無いようですので、次に進みます。
森委員長	４ページをご覧ください。 「栄養教諭」の役割について整理してまいります。 「栄養教諭」の役割については、先ほどの「養護教諭」の役割と同様、『項目１』の役割を追加する以外は、現行どおりとなっております。

森委員長	この内容について、ご意見のある委員は、ご発言いただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。 特に意見がないようですので、次に進みたいと思います。 5ページをご覧ください。 「教頭・調理員」の役割について整理してまいります。 「教頭・調理員」の役割については、現行と同じで良いというのが、第4回委員会での意見だったかと思います。 この内容について、ご意見のある委員は、ご発言いただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。 特に意見がないようですので、変更なしとします。 これにて、案件（1）『「学校関係者の役割」の改訂（案）について』は、議論を終了したいと思いますますが、案件（1）について、他にご意見はございませんか。
小山委員	第4回の会議でも議論があったかと思いますが、「保健主事」の役割を追加すべきと考えます。府のガイドラインでは、「保健主事」の役割があります。府のガイドラインを基に市が対応することが基本であるため、市の手引きにも追記すべきと考えます。
森委員長	小山委員より、「保健主事」の役割を追加すべきとの意見がありました。 第4回の会議では、保健主事については、学校によって担う先生が異なるため役割を追加することは難しいのではないかと意見もありましたが、他の委員さんはいかがでしょう。
大吉委員	和泉市では、どのような先生が保健主事を担っているのか教えていただけますでしょうか。 私の考えとしては、その先生の職種や業務負担量を鑑みて、検討する必要があると考えます。
森委員長	養護教諭や体育主任のほか、学校の規模や状況によっては、その他の職種の先生が担っている学校もあり、さまざまです。学校現場の業務量の増加、人手不足が指摘されている中で、さまざまな職種の先生が保健主事を兼ねているという現状があります。

小山委員	さまざまな職種の先生が兼ねている現状があることは重々理解しているのですが、私の考えとしては、保健主事は健康教育の主担となる立場の人であると認識しております。 しかし、和泉市の学校給食における食物アレルギー対応は、栄養教諭や養護教諭といった専門職が主担を担っている現状があると思います。そのため、今回、府の手引きにもある保健主事の役割を追加することで、例えばアレルギー対応を決定する委員会を保健主事の先生にリードしてもらうことによって、専門職だけで対応するのではなく、学校全体で対応できるのではないかと考えます。
森委員長	他の委員さんはいかがでしょう。
中塚副委員長	中学校では、体育主任の先生が保健主事を担っているところが多いと思います。本校も同じです。もちろん、保健主事の立場として、校内の学校保健委員会等、中心として運営してもらっているものもありますが、食物アレルギーの委員会となりますと、栄養教諭や養護教諭といった専門職の先生がいるなかで、専門的な知識のない保健主事が委員会をリードすることは現状難しいのではないかと考えます。もちろん、食物アレルギーは学校全体で対応するものであると認識しておりますが、今回保健主事の役割を追加する必要はないと考えます。
森委員長	他の委員さんはいかがでしょう。
大吉委員	小規模の学校であるほど教職員の人数も少ないと思いますので、さまざまな職種の先生が保健主事を担っているのではないかと考えます。そのような状況で保健主事の役割が追加となると、大規模校の先生よりも小規模校の先生の負担が大きいのではないかと考えるため、今回は追加しない方が良いと考えます。またこれまでの話を聞いていて感じたのですが、学校全体で取り組むことを強化するというのであれば、保健主事の役割を追加することでなくとも、他の方法を検討できるのではないかと考えます。
森委員長	ご意見を聞いておりますと、保健主事は追加しない方が良いとの意見が多いように感じますがいかがでしょう。 私としても、保健主事を追加せずとも、学校全体で取り組む体制はとても重要であると考えております。 そのため、例えば府のガイドラインでは最初のページに「はじめに」という前書きのようなものがあります。その中では、学校全体で取り組むことが大前提であると捉えられる文章があります。府のガイドラインのよう

	に和泉市の手引きでも前書きを追加し、保健主事を含む、学校全体で取り組むことの重要性を記載するということがいけのでしょうか。また今後の他の議論の中でも、学校全体で取り組む体制を検討していけば良いと考えますが、いけのでしょうか。
森委員長	うなずいておられるようですので、それでは、今回は保健主事の役割は追加せず、手引きの前書き等で、保健主事を含め、学校全体で取り組んでいくことの重要性を記載のうえ、今後の議論でも学校全体で取り組む体制を検討していくということといたします。 他にご意見はございますでしょうか。 特にないようですので、それでは、「学校関係者の役割」の改訂（案）を決定したいと思います。 事務局においては、本日の意見を踏まえ、市の「手引き」への反映をお願いします。
森委員長	それでは、案件（２）に進みます。 案件（２）「学校関係者の役割」に係る具体的な取り組み内容（案）について 資料２『「学校関係者の役割」に係る具体的な取り組み内容（案）について』をご覧ください。 まず、この資料の構成、見方について、事務局から説明をお願いします。
事務局	事務局の西山です。 資料２の構成、見方ですが、 ・左の欄から、現行の市の「手引き」に記載している役割 ・その右の欄に、資料１でお示しした「改訂（案）」の役割 ・その右の欄に、現行の「手引き」に基づいて各学校で取り組んでいる事項をとりまとめた、第４回委員会配付資料の内容 ・その右の欄に、第４回委員会において議論いただいた内容を踏まえた「取り組み内容の（案）」を記載しております。 説明は、以上です。
森委員長	資料２の構成について、説明してもらいました。 それでは、１ページをご覧ください。 「校長」から議論を進めてまいります。１ページの「具体的な取り組み内容（案）」について、ご意見のある委員は、ご発言いただきたいと思います。

	いますが、いかがでしょうか。
宮岡委員	先ほどの案件（１）において、校長の役割に項目９「関係機関及び消防機関と連携をとる」が追加されたため、具体的な取り組み内容についても追加すべきと考えます。具体的には、資料２の４ページにある養護教諭の一番下の取り組み内容を追加すべきと考えます。
森委員長	ただいまのご意見について、他の委員さんはいかがでしょう。 現状、実施している内容のため追加すべきと考えますが、いかがでしょうか。 うなずいておられるようですので、追加したいと思います。 他に校長の具体的な取り組み内容について、ご意見があれば、ご発言いただきたいと思います。いかがでしょうか。 特にないようですので、次に進みます。 ２ページ、３ページの「学級担任」について議論してまいります。 委員皆様のご意見をお聞きする前に、２ページの『項目３』で、『「確認スキーム」に基づいて、誤配・誤食を予防するための確認作業を行う』との記載がありますが、これまでの議論では「確認スキーム」という言葉は出てきていないと思います。この内容について、事務局から説明をお願いします。
事務局	事務局の西山です。 次回以降の委員会では、児童生徒への給食提供時において、どのように誤配・誤食を防ぐのか、具体的な「確認スキーム」について議論をお願いしたいと考えております。 このことから、『項目３』の「具体的な取り組み内容（案）」については、本委員会の議論を経て確定する「確認スキーム」を市の「手引き」に反映することを前提とした文面としています。 説明は、以上です。
森委員長	説明が終わりました。 それでは、今の説明も含めて、「具体的な取り組み内容（案）」について、ご意見のある委員は、ご発言いただきたいと思います。いかがでしょうか。
角谷委員	項目４について、他府県の話になりますが、担任の先生が出張のため、

	代わりに学級に入った先生が、おかわりをしてはいけない子どもにおかわりをさせてしまい、子どもが救急搬送されるという事案の発生があったと聞きました。これは、本来あってはならないことだと思いますし、本市でも事故を防ぐ手立てを明記する必要があると考えます。
森委員長	担任ではない別の先生が給食対応する際、事故が起きないように、対応方法を明記すべきとご意見だったかと思います。 この点については、次回以降の「確認スキーム」に盛り込むべき内容と考えますので、次回以降方法を検討するということによろしいでしょうか。学校現場では、担任の先生以外が急遽対応するようになることも珍しくありません。そのような場合でも、対応できる仕組みを構築することが重要であると考えますが、いかがでしょうか。
森委員長	うなずいておられるようですので、そのような形で進めたいと思います。 他にご意見はございませんでしょうか。 特にないようですので、次に進みたいと思います。 4ページの「養護教諭」について議論してまいります。 『項目1』については、先に事務局から説明のあった、「資料5」の活用についての記載も見受けられます。 このことも踏まえた「具体的な取り組み内容（案）」について、ご意見のある委員は、ご発言いただきたいと思います。いかがでしょうか。
宮岡委員	一番下の項目ですが、先ほど校長先生の取り組み内容に追加したため、養護教諭の方では削除していただきたいと思います。
森委員長	このことについて、他の委員さんはいかがでしょう。 特に意見がないようですので、削除したいと思います。 他にご意見はございませんでしょうか。 意見がないようですので、次に進みたいと思います。
森委員長	5ページ、6ページの「栄養教諭」について議論してまいります。 『項目1』については、「養護教諭」と同様に、「資料5」の活用についての記載もありますが、「具体的な取り組み内容（案）」について、ご意見のある委員は、ご発言いただきたいと思います。いかがでしょうか。

小山委員	項目 7 の具体的な取り組み内容ですが、一番上に記載されている、「席の配置や、皮膚についての時の対応等についてアドバイスする」については、栄養教諭だけがするものではないと考えますし、栄養教諭が未配置の学校でも重要であると考えます。
森委員長	たしかに、栄養教諭が未配置の学校においても重要なものであると考えます。 ここについては、校長の役割の項目 5 「職員の共通理解が持てるように指導する」に含まれると思いますので、栄養教諭が未配置の学校についてはこの校長の役割で対応するということがいけるでしょうか。 特に意見がないようですので、そのようにしたいと思います。 それでは、次に進みます。
森委員長	7 ページの「調理員」について議論してまいります。 「具体的な取り組み内容（案）」について、ご意見のある委員は、ご発言いただきたいと思います。いかがでしょうか。 特に意見がないようですので、これにて、案件（2）『「学校関係者の役割」に係る具体的な取り組み内容（案）について』は、議論を終了したいと思います。案件（2）について、他にご意見はございませんか。 特に意見がないようですので、『「学校関係者の役割」に係る具体的な取り組み内容（案）』を決定したいと思います。 事務局においては、本日の意見を踏まえ、市の「手引き」への反映をお願いします。
森委員長	それでは、案件（3）に進みます。 案件（3）「食物アレルギー対応のながれ」に係る「食物アレルギー対応日程」の改訂（案）について 資料 3 『「食物アレルギー対応のながれ」に係る「食物アレルギー対応日程」の改訂（案）について』をご覧ください。 この資料は、第 5 回委員会での議論を踏まえ、事務局において面談や校内委員会の実施日程の改定（案）をまとめたものです。 まずは、1 ページの左側、「新小学 1 年生」から議論を行いたいと思いますが、内容について、ご意見のある委員は、ご発言いただきたいと思います。

角谷委員	ますが、いかがでしょうか。 4月に、様式6・7を配付とありますが、様式7というのが、「食物アレルギー個人調査票」のことをいい、小学1年生から中学3年生までの9年間の個人のアレルギー状況を把握できる書類となっており、小学1年生以降、年1回保護者に返却し記入いただくものです。 本校では、新1年生の時にこの様式7を配付し、1年生の欄に保護者に記入いただきますが、1年生の12月頃、次年度の対応を行うため、再度この様式7を配付します。その際、2年生の欄に記入いただくよう保護者に依頼するのですが、保護者にとっては、まだ1年生であるのに2年生の欄に記入するということになり、混乱される保護者がいらっしゃる状況です。 そのため、1年生の4月の時には渡さず、12月頃、次年度の対応を行うために配付し、1年生の欄に1年生時のアレルギー状況を記入いただく方が良いのではないかと考えます。
森委員長	他の委員さんはいかがでしょうか。
宮岡委員	本校でも、新1年生に様式7を配付しておりますので、1年生の欄に年長のときのことを記入いただいております、少しこの様式がややこしいと感じている状況です。もし、角谷委員がおっしゃるような形に変更するのであれば、わかりやすいと思いますが、そうなりますと中学校3年生の項目は必要なくなると思いますし、様式を変更する必要があると思います。
森委員長	様式の変更となると議論が必要と考えます。 また、様式の内容により、新1年生の4月に様式7を配付するかどうかが決まってくると思いますので、様式7については、事務局の方で、委員の意見を踏まえながら案を検討いただき、次回以降の委員会において再度議論したいと思いますが、いかがでしょうか。
森委員長	うなずいておられるようですので、そのようにしたいと思います。 他に新1年生の日程について、ご意見はございませんでしょうか。 特にないようですので、次に進みます。 1ページの右側、「新小学2～新小学6年生」について議論を行いたいと思いますが、内容について、ご意見のある委員は、ご発言いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

小山委員	12月中に様式3・4・5・7を配付とありますが、本校では、11月の懇談会の際に保護者に直接お渡ししている状況です。そのため、12月中ではなく、もう少し前倒しいただきたいと考えます。
森委員長	懇談の際に渡す学校があるとなりますと、本校では10月末に懇談をしており、学校によって懇談の時期は若干異なる状況かと思います。 それでは、12月中ではなく2学期中とするのはいかがでしょうか。 うなずいておられるようですので、それでは12月中から2学期中に配付と変更したいと思います。 他にご意見はございますでしょうか。
森委員長	特にないようですので、次に進みます。 2ページの左側、「新中学1年生」について議論を行いたいと思いますが、内容について、ご意見のある委員は、ご発言いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。
森本委員	新中1年生については、小学校からの引き続きのため、特に重症ではない生徒の保護者は面談を希望されず、電話のみでのやり取りになることがあります。そのため、面談等という形にし、電話対応も可能としていただく方が良く考えます。
森委員長	義務教育学校も同じ状況でしょうか。7年生は電話のみの場合もありますか。
角谷委員	はい、そうです。
森委員長	それでは、面談を面談等という形に変更でよろしいでしょうか。 うなずいておられるようですので、そのように変更したいと思います。 他にご意見はございませんでしょうか。 特にないようですので、次に進みます。 2ページの右側、「新中学2～3年生」について議論を行いたいと思いますが、内容について、ご意見のある委員は、ご発言いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

小山委員	先ほどの新小２～６年生と同じく、様式の配布時期を１２月中から２学期中に変更いただきたいと思います。また、言い忘れておりましたが、新中１年生のところも２学期中にしておいたら良いと考えます。
森委員長	このことについて、他にご意見はございますでしょうか。 特にないようですので、それでは、新中１年生、新中２～３年生について、様式の配布時期を１２月中から２学期中に変更したいと思います。 これにて、案件（３）『「食物アレルギー対応のながれ」に係る「食物アレルギー対応日程」の改訂（案）について』は、議論を終了したいと思いますのですが、案件（３）について、他にご意見はございませんか。 特に意見がないようですので、『「食物アレルギー対応のながれ」に係る「食物アレルギー対応日程」の改訂（案）』を決定したいと思います。 事務局においては、本日の意見を踏まえ、市の「手引き」への反映をお願いします。
森委員長	それでは、案件（４）に進みます。 案件（４）「食物アレルギー対応のながれ」に係る具体的な取り組み内容（案）について 資料４『「食物アレルギー対応のながれ」に係る具体的な取り組み内容（案）について』をご覧ください。 まずは、資料の構成、見方について、事務局から説明をお願いします。
事務局	事務局の西山です。 「資料４」は、面談における把握事項や伝達事項、また、校内委員会における取り組むべき事項について整理を行ったものです。 まず、「面談」について、第５回委員会において、「把握事項」及び「伝達事項」については、学校への事前アンケートにおいて提出のあった「学校Ｈ」の『面談シート』をベースに検討すべきとのご意見があったことを踏まえ、学校への事前アンケートにおける各学校の取り組みを左から３列目に、「学校Ｈ」の『面談シート』に記載されている内容を４列目に、「学校Ｈ」の『面談シート』と第５回委員会での議論を踏まえた「案」を５列目に記載しております。 なお、「案」に記載している「把握事項」及び「伝達事項」については、「資料５」の『食物アレルギー面談シート』に反映しています。

森委員長	次に、「校内委員会」については、学校への事前アンケートにおける各学校の取り組みと、第5回委員会での議論を踏まえた「案」を記載しております。 説明は以上です。 資料の説明が終わりました。 それでは、資料の内容について議論してまいります。 1 ページ、2 ページをご覧ください。 「新小学1年生の1回目の面談」について、1 ページに面談で把握する事項、2 ページに伝達する事項を記載しており、その内容は、資料5の『面談シート』に反映しているとのことですが、「案」の欄にある質問や把握事項について、ご意見のある委員は、ご発言いただきたいと思います。 なお、ご意見をいただいて、お配りしている案から変更が生じる場合、資料5の『面談シート』の質問内容も変更となりますので、ご了承ください。面談シートのそれ以外の部分については、後ほどご意見をいただければと思います。 それでは、「資料4」についてのご意見をお願いします。
角谷委員	1 ページの案の1 番下に「緊急時の連絡先を教えてください」の文言がありますが、保護者と面談をする際には、緊急時の連絡先は保護者に記入いただき提出いただいていると思いますので、「教えてください」ではなく、「確認する」という形が良いかと思います。
森委員長	このことについて、他にご意見はございませんか。 確かに「教えてください」ではなく「確認する」が望ましいかと思いますので、そのように変更したいと思います。 他にご意見はございませんでしょうか。 平林委員、医師の立場からはいかがでしょう。
平林委員	内容としてはとても良いと思います。
森委員長	ありがとうございます。 他の委員さんは、ご意見ございませんでしょうか。 特にないようですので、次に進みたいと思います。 3 ページ「新小学1年生の2回目の面談」について、ご意見があればお

	聞きしたいと思いますが、私の考えとしては、「伝達事項」について「面談１回目で伝達した内容を再確認」となっておりますが、「再確認」だけではなく「追加・修正」の文言を入れるべきと考えます。把握事項を再確認した際の内容によっては、給食での対応について追加や修正を伝える場面もあると考えるためです。私の意見も含め、２回目の面談について、ご意見があればお聞きしたいと思います。いかがでしょうか。
森本委員	面談者についてですが、必ず４人の参加が必須となると、４月では日程調整も難しく、また緊急時対応が発生し出席できなくなる場合も考えられることから、「上記職員の内、二人以上が出席」という形が良いのではないかと考えます。
森委員長	森本委員より、「４人を必須」とするのではなく、「４人の職員の内、二人以上が出席」とするべきとの意見がありましたが、この点について、他にご意見はございませんでしょうか。
角谷委員	確かに、期間が４月の給食が始まるまでとなっているため、面談人数が多い学校については、とてもタイトなスケジュールになると思います。 最近では、働いている保護者さんも多いことから特に日程調整が難しいです。 ただ、私の考えでは、順列をつける訳ではありませんが、やはり重度のアレルギーを持つ児童生徒については、養護教諭や栄養教諭といった一部の先生だけが出席するのではなく、管理職や学級担任も出席することが望ましいと考えますし、どの児童生徒についても、可能な限り一度は管理職が出席することが望ましいと考えます。
森委員長	本校は小規模校のため、管理職は必ず出席している状況ですが、確かに大規模校ですと全員の面談に参加が難しい場合もあると考えます。 一方で、角谷委員がおっしゃるように可能な限り出席することも重要であると考えますので、ご意見をまとめますと、「原則」という文言を入れるというのではいかがでしょうか。
小山委員	私もこの資料を確認した際、「緊急時対応を除き」といった文言が必要ではないかと考えておりましたので、「原則」という言葉を追加で良いと考えます。ただ、可能な限り出席することが前提であると考えます。
森委員長	私も可能な限り出席するものと考えます。 それでは、「原則」を追加したいと思います。２回目の面談について

	他にご意見はございませんでしょうか。 ないようですので、次に進みたいと思います。
森委員長	4 ページをご覧ください。 「新小学 1 年生の校内委員会」について議論してまいります。 ご意見があればお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。 特に意見がないようですので、次に進みたいと思います。 5 ページをご覧ください。 「新小学 2 年～6 年生」の面談、校内委員会、情報共有について議論してまいります。ご意見があればお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。
森本委員	新小学 2 年～6 年生については、面談等となることから、電話対応の場合も出てきます。その際、面談者の部分は省かれると思いますので、手引きへ記載する際に、その点を留意いただきたいと思います。
森委員長	新小学 2 年生～6 年生は、電話対応になることもあるため、例えば、「面談をする場合」のように、記載方法の工夫が必要ということかと思います。 事務局は、その点に留意いただき手引きへの反映をお願いします。 他にご意見はございませんでしょうか。 特にないようですので、次に進みます。 次に、6 ページをご覧ください。 「新中学 1 年生」の面談について議論してまいります。 ご意見があればお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。
森本委員	面談者についてですが、新中学 1 年生については、3 月に面談を実施する場合もありますが、3 月は学年担任が決まっていないため、学級担任とするのではなく、学年担当とすべきと考えます。
森委員長	この点については、小学校と異なるところかと思います。 中学校に所属されている他の委員さんはいかがでしょう。
小山委員	中学校は、学年集団というものがあり、必ず一人は異動なく次年度もその学年を担当することから、森本委員がおっしゃるように学年担当という

	記載で良いと思います。
中塚副委員長	私も学年担当で良いと思います。3月に面談を実施した場合は、学年担当が参加し、その学年担当が学級担任に引き継ぐということで良いと考えます。
森委員長	それでは、ただいまの意見を踏まえ、「学級担任（学年主任）」を「学年担当」に変更したいと思います。 他にご意見はございませんでしょうか。
大吉委員	先ほどの新小学2年～6年生と同じく、新中学1年生については、面談ではなく面談等のため、面談者のこと等、手引きへ記載する際は、留意いただく必要があると考えます。
森委員長	ありがとうございます。 それでは、次に進みたいと思います。 7ページをご覧ください。 「新中学1年生」校内委員会及び情報共有について議論してまいります。 ご意見があればお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。 特に意見がないようですので、次に進みたいと思います。 8ページをご覧ください。「新中学2～新中学3年生」の面談、校内委員会、情報共有について議論してまいります。 先ほどの流れからですと、ここも面談ではなく面談等となることから手引きへの記載については、留意いただく必要があると考えますが、このこと以外にご意見があればお聞きしたいと思います。いかがでしょうか。
森本委員	新中学2年～3年生に限らずどの学年にもいえることですが、学校には栄養教諭ではなく、栄養士、技師の方がいる場合もあるかと思います。そのため、栄養教諭と記載するのではなく、学校栄養職員等を追記していただきたいと考えます。
森委員長	現在の手引きでも栄養教諭・学校栄養職員等と記載されているところもありますので、そのような記載方法でよろしいでしょうか。 うなずいておられるようですので、それでは、全て「栄養教諭」から「栄養教諭・学校栄養職員等」に変更したいと思います。

	他にご意見はございませんでしょうか。 特にないようですので、これにて、案件（４）『「食物アレルギー対応のながれ」に係る具体的な取り組み内容（案）について』、議論を終了したいと思います。案件（４）について、他にご意見はございませんか。 特に意見がないようですので、『「食物アレルギー対応のながれ」に係る具体的な取り組み内容について』を決定したいと思います。 事務局においては、本日の意見を踏まえ、市の「手引き」への反映をお願いします。
森委員長	最後に、資料５『食物アレルギー面談シート』について、ご意見をお聞きしてまいります。 このシートについては、「学校Ｈ」が使用しているシートをベースに事務局が改良したのですが、更なる改良点など、何かご意見がありましたらご発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。
平林委員	質問内容の３にアナフィラキシーとありますが、アナフィラキシーとアナフィラキシーショックは異なるため、アナフィラキシーショックも質問する必要があると考えます。
森委員長	たしかに、手引きにも定義が記載されておりますが、アナフィラキシーとアナフィラキシーショックは異なることから、ここについては、アナフィラキシーショックを追加したいと思います。 他にご意見はございませんでしょうか。
森本委員	面談シートの変更ということではございませんが、面談シートの質問８の右側にある負荷試験という言葉ですが、ここで聞きたい負荷試験というのは病院で実施する試験ではなく、家庭で実施する試験のことかと思えます。 そのため、「負荷試験」の前に「家庭での」の文言を追加いただきたいと思います。
森委員長	それでは、「家庭での負荷試験」に変更したいと思います。 他にご意見はございませんでしょうか。

大吉委員	右上の同席者ですが、学級担任ではなく学年担当の場合も考えられると思います。
森委員長	たしかに、学級担任の場合もあれば学年担当になる場合もありますね。
森本委員	「管理職、養護教諭、栄養教諭、その他（ ）」としてはいかがでしょうか。
森委員長	皆さんうなずいておられるようですので、それではそのように変更したいと思います。
	他のご意見はございませんでしょうか。
森本委員	確認ですが、この面談シートについては、必ずこの通りに使用するものでしょうか。学校によって、追加・削除してもよいでしょうか。
森委員長	この面談シートは必須の項目を挙げていることから、削除はないものと思いますが、私の考えとしては、子ども一人ひとり異なる状況もあることから、追加については構わないと考えます。他の委員さんはいかがでしょうか。
	うなずいておられるようですので、削除はなし追加は構わないということをお願いします。
	他にご意見はございませんでしょうか。
平林委員	質問内容の1に右側に「ナッツ類」という言葉がありますが、ピーナッツとナッツ類は異なるものです。間違いやすいところかと思いますので、分けて記載できるよう表記を変更した方が良いと考えます。
森委員長	ありがとうございます。事務局はナッツ類とピーナッツの表記について変更をお願いします。他にご意見はございませんでしょうか。
小山委員	この面談シートは、面談する際にはとてもわかりやすく、確認しやすい書類になっていますが、何か起こった時に確認する場合には、裏表になっていることも含め、少し見づらいかと思います。 このように変更したら良いということが今意見として出てこないのです

森委員長	が、この書類を面談シートとしても確認用の書類としても活用できる方法があれば良いと考えます。 例えば用紙のサイズをA4からA3に変更して一面にする等でしょうか。 この点については、他の委員の意見も踏まえて、再度事務局から案を提示いただき、改めて議論を行いたいと思います。 他にご意見はございませんでしょうか。 ないようですので、それでは、本日の審議を終了したいと思います。 本日の審議により、現行の「手引き」に記載している内容にかかる見直しの検討が、概ね終了しました。 次回以降の会議では、除去食が配膳されるまでの誤配・誤食を防ぐための確認方法、本日の事務局から説明のありました「確認スキーム」について、議論していきたいと思います。 つきましては、事務局は、次回の委員会の日程調整及び「確認スキーム(案)」の作成をお願いします。 それでは、進行を事務局にお返しします。
事務局	【 閉会あいさつ 】 【 閉会 】